

## サービスに関するチャンネルパートナー契約書／リセラー契約書<sup>1</sup>

本チャンネルパートナー契約書／リセラー契約書の取引条件（「本取引条件」）は、Park Place Technologies（「PPT」）とPPTのサービスのチャンネルパートナーまたはリセラー（「パートナー」）との間の契約（「本契約」）の一部です。本契約には、本取引条件、PPTが発行し、パートナーが承諾した注文一覧表及び／又は作業範囲記述書（「注文一覧表／SOW」）、サービス説明書、並びに上記に明記するその他の条項が含まれ、これらはすべて本契約を構成します。本取引条件と注文一覧表／SOWの間に矛盾がある場合、注文一覧表／SOWが優先します。

- 1. 用語** 本契約においては以下の定義が適用されます。「効力発生日」とは、パートナーが注文一覧表／SOWを承諾した日です。「本サービス」は、注文一覧表／SOWに定めます。「保守サービス」とは、注文一覧表にハードウェア保守サービスとして記載する本サービスを意味します。「対象機器」とは、保守サービスのために注文一覧表で特定するパートナーの機器を意味します。本取引条件で定義されていない本取引条件で使用する用語はすべて、本契約の他の部分に定める意味を有します。
- 2. 期間** 本契約の期間（「本期間」）は、注文一覧表／SOWに定める効力発生日に開始し、注文一覧表／SOWに定める本サービスの完了により終了します。
- 3. サービスの変更及び機器固有の制限** パートナーは、PPTに対する90日前の書面の通知により、個々の対象機器についての保守サービスを解約することができます。その他の本サービスの早期解約はできません。対象機器についての保守契約の解約により生じる返金は、1ヶ月を30日として、解約の効力発生日から按分計算します。「ハードウェア保守サービス製品詳細」という文書は、特定の機器の保守サービスに関する一定の制限及び免責事項を定め、「ソフトウェア技術サポート製品の境界」という文書は、特定の機器のソフトウェア技術サポートサービスに関する一定の制限及び免責事項を定めます。これらの各文書は、<https://www.parkplacetechnologies.com/contracts/>に掲載し、本契約の一部とみなします。
- 4. 料金** 注文一覧表／SOWに別段の定めがない限り、PPTはすべての料金を、年1回前払いで請求し、パートナーはこれを請求書の日付から30日以内に支払います。期限までに料金が支払われない場合、(a) パートナーは（後の分割払金を含む）料金の全額につき期限の利益を喪失し、PPTは全額の支払いを請求でき、及び／又は (b)

<sup>1</sup> 現地法を遵守するために必要な他の条項は、この文書の脚注及び付属書類Aを参照してください。

PPTは本サービスを停止若しくは終了することができます。

5. パートナーの法令遵守 パートナーは、パートナーに適用される、その区域のすべての法令を遵守します。パートナーは、米国人が取引を禁止されている者又は団体として米国政府のリストに掲載されている者であってはならず、かかる者又は団体に所有、支配されたり、かかる者又は団体の代理をしたりすることはできません。パートナーは、米国以外の法域の同様の禁輸又は制裁対象者のリストに掲載されている者であってはなりません。パートナーは、本サービスを利用するにあたり、米国又は国際的な禁輸措置、輸出管理法又は禁止事項の違反を誰にも、どの様にも、生じさせてはなりません。パートナーは、本契約に関して、いかなる者からも違法又は不適切な賄賂、キックバック、支払い、贈答品又は利益を受領したり、供与の申込みを受けたりした者であってはなりません。パートナーは、上記制約の違反を知った場合、速やかに PPT に通知します。パートナーは、PPT が第三者の権利を侵害することなく本サービスを履行するために必要なすべての所有権、ライセンス、その他の権利を有することを保証します。PPT は、世界中で国際的に認められている人権の尊重を確約します。パートナーは、人権を侵害する目的で、PPT から調達した製品、サービス及び技術を使用しないこと、かかる製品、サービス及び技術の使用を許容しないことを承諾します。<sup>2</sup>
6. 制限付き保証及び責任制限<sup>3</sup>
  - a. PPT は、本サービスが、監督下にある適格なスタッフにより提供されること、良好な業界標準に応じて、適用法令に従い提供されることを保証します。本項に定める保証は、PPT の唯一の保証であり、（商品性及び特定目的の適合性に関する黙示的な保証を含むが、それらに限定されない）その他の保証は、明示黙示を問わずありません。
  - b. 本契約に関連する、いかなる種類の請求についても、PPT の総責任は、PPT の重過失、故意の違法行為、保証違反又は契約違反のみによって生じた、証明された直接損害に限ります。かかる請求に対するパートナーの唯一の救済は、請求日から過去1年間に、当該請求が発生する注文一覧表/SOW に基づいてパートナーが支払った料金の額を超えないものとします。いかなる場合も、PPT は、逸失利益、売上の喪失、事業の中断、間接的損害、懲罰的損害、特別損害、付随的損害、契約外の損害、派生的損害の賠償につき責任を負いません。

---

<sup>2</sup> Park Place Technologies Italy SRL (PPT イタリア) との契約に適用する追加条項については附属書類 A を参照してください。

<sup>3</sup> Park Place Technologies GmbH (PPT ドイツ) との契約に適用する第 6 条については附属書類 A を参照してください。

- c. パートナーは、本契約に基づき生じる法的措置を、その請求発生から1年が経過した後にはPPTに対してとることはできません。
7. 補償 PPTが本サービスに関連して第三者の特許、営業秘密、商標、著作権、その他知的財産権を侵害したことを理由とする、パートナーに対する当該第三者による請求、要求、行動又は訴訟の結果被る責任、損害、費用（合理的な弁護士費用を含むが、これに限定されません。）につき、PPTは防御し、補償し、パートナーを免責します。上記は、パートナーが、(i) 請求を速やかにPPTに書面で通知すること、(ii) 和解交渉がある場合これを含め、専ら請求の防御をPPTに委ねること、かつ、(iii) PPTの費用負担で、請求に対する防御につき合理的な協力をすることを条件とします。パートナーの機器の仕様をPPTが遵守したこと、又はパートナーによる行為若しくは使用により侵害の申立てが生じた場合、PPTは、本第7条に基づく義務を負いません。
8. 保険 PPTは、本期間中、該当するサービス説明書又はSOWに規定する本サービスの提供に関連して発生し得る損失及びリスクに対し、財政的信頼性のある保険会社の保険を維持します。パートナーの要求により、PPTは上記の保険の証明書をパートナーに提供します。
9. データ保護 本サービス及び本契約に関連して、PPTは、個人を特定できる情報（すなわち、特定された又は特定可能な自然人に関する情報）を使用し、取扱うことはありません。但し、本サービスの提供及び本契約の管理に必要な範囲の、パートナーが雇用、契約する個人の氏名及び連絡先の詳細はこの限りではありません。この場合、PPTは、自身がデータ取扱者となり、規則（EU）2016/679（一般データ保護規則）、並びに個人データの保護及び適法な取扱いに関するその他のデータ保護法に基づき、データ取扱者としてPPTに適用されるすべての義務を適用される範囲で遵守します。クライアントインフォメーションノティスは、[LEGPOL026- Information-Notice pursuant-to-art-13-of-EU- Regulation-2016-679.pdf](#) (parkplacetechnologies.com) で確認することができ、本取引条件を構成し、データ取扱者としてのPPTの取扱いに関する追加的な情報を定めます。パートナーとPPTがデータ委託契約を締結した場合、当該契約は、本第9条に優先します。
10. 秘密保持 「秘密情報」とは、いずれかの当事者が相手方に提供する書面又は電子的な情報で、秘密であることが明記されている情報、又は受領当事者が秘密若しくは専有であることを知っている、若しくは知り得る情報をいいます。受領当事者は、本契約又は本サービスの履行以外に、相手方の秘密情報を使用しないことに同意します。受領当事者は、相手方の秘密情報を、自らの秘密情報を取扱う場合と同等に取扱い、取引上合理的に、かかる秘密情報の秘密を保護します。秘密保持義務は、

一般に利用可能な公開の情報源で開示されている情報、又は秘密保持義務を負うことなく受領当事者が正当に保有する情報には適用されません。裁判所の命令又は法に基づき秘密情報の開示を要請された場合、受領当事者は、要請された開示をする前に、開示当事者に通知します。本第10条に定める秘密保持義務は、本期間中及び本契約の終了から2年間適用されます。両当事者は、相手方の要求により、秘密情報を返還又は破棄します。

## 11. 雑則

- a. 変更 本契約は、両当事者が署名した書面以外で変更又は修正することはできません。かかる変更又は修正は、本契約の修正であることを明示的に言及しなければなりません。
- b. 完全合意 本契約は、本契約の主題に関する両当事者のすべての了解事項を定めたものであり、両当事者間の従前のすべての合意事項に優先します。本契約は、本契約で明示的に言及されておらず、かつ本契約の一部を構成しない発注書、販売確認書、その他の文書、契約書又は書類に含まれる、本契約と矛盾する条項に優先し、かかる本契約と矛盾する条項を無効とすることにつき、両当事者は特に合意します。
- c. 違反による解除<sup>4</sup> いずれの当事者も、相手方が本契約の義務の重大な違反をした場合、相手方に対する書面の通知により、注文一覧表/SOWを解除することができます。
- d. 黙示的な権利放棄の否定 いずれかの当事者が、いかなる場合も、相手方に本契約の規定に基づく履行を要求しなかったとしても、その後いかなる場合も、履行を要求する当該当事者の権利には影響しません。いずれかの当事者が本契約の規定の違反に関して何ら措置をとらなかったとしても、当該規定の権利の放棄と解釈、判断されることはありません。
- e. 準拠法及び紛争解決 本契約は、(a) PPT側の当事者が Park Place Technologies, LLCの場合、オハイオ州の法に、(b)その他の場合は、適用ある注文一覧表/SOWに記載のPPTの会社に適用される商業的な法に準拠します。本サービス又は本契約から発生する、又はこれらに関連する紛争又は請求がある場合、両当事者は、まず互いに協議し、相互の利益を理解し、満足する解決に到達するよう試みることに合意します。60日以内に解決できない場合、いずれかの当事者から相手方への通知により、未解決の紛争又は請求は、(i) 米国の場合は、オハイオ州クリーブランドで、米国仲裁協会の商事規則に基づく仲裁により、上記に記載する準拠法を適用し、(ii) 米国

---

<sup>4</sup> Park Place Technologies Italy SRL (PPTイタリア) との契約に適用する第11条(c)の条項については附属書類 A を参照してください。

外の場合は、PPTの主たる事業所の最寄りの場所で、国際商業会議所の仲裁規則に基づく仲裁により、上記に記載する準拠法を適用し、いずれの場合も適用する規則に基づき仲裁人1人を選任して、最終的に解決します。仲裁の言語は英語とします。仲裁人により判断された仲裁判断は拘束力を有し、管轄を有する裁判所で執行できます。

- f. 不可抗力 当事者の合理的な支配を超える事由により、本契約に基づく義務の不履行が生じた場合、いずれの当事者も、当該不履行について責任を負いません。かかる事由には、天災、パンデミック、伝染病、その他の広範な健康障害、政府の勧告又は命令（渡航及び移動の制限又は入国制限など）、テロ行為、戦争又は戦争行為、人災又は自然災害、通信接続障害、物資の不足、ストライキ、交通の遅延、その他不可抗力事由が含まれますが、これらに限定されません。PPTが合理的に可能な限り速やかに本サービスを開始することに同意した場合、かかる義務の履行期限は、かかる事由により履行不能だった期間、延長されます。
- g. 可分性、表題 管轄の裁判所により不適用又は執行不能と判断された本契約の条項は、当該不適用又は執行不能の範囲内においてのみ無効になり、本契約の他の条項を無効にすることなく、当該条項は本契約から分離されます。本契約で使用する表題は、便宜上のもので、本契約の解釈に影響を与えるものではありません。
- h. 通知 本契約において、PPTに対する通知は、書面により、Park Place Technologies宛に、注文一覧表/SOWに記載する住所、又は747 Alpha Drive, Cleveland, OH44143, USA 所在のOffice of General Counsel気付に送付します。通知は、配達された時点又は配達の際に相手方に提示された時点で到達したものとみなします。相手方の同意があれば、上記に代えて電子的な方法の通知によることができます。
12. 勧誘禁止 パートナーは、本期間中及び本契約終了後12か月間、PPTの書面による事前の同意を得ない限り、過去12か月間にパートナーに直接サービスを提供していたPPTの従業員、委託先若しくは代理人の雇用等をしないこと、又はこれらの者に雇用等の勧誘をしないことに合意します。但し、一般への求人広告又は求人票による勧誘又は雇用等の場合を除きます。
13. 翻訳 本契約の翻訳を提示する場合、契約の解釈は、付属書類Aに別段の定めがない限り、英語版が優先します。<sup>5</sup>

---

<sup>5</sup> Park Place Technologies Japan合同会社（PPT日本）との契約に適用する条項については付属書類Aを参照してください。

14. 日本にのみ適用：反社会的勢力の排除 付属書類A – 日本をご参照ください。<sup>6</sup>
15. イタリアにのみ適用：特定条項の承認 付属書類A – イタリアをご参照ください。<sup>7</sup>
16. 非独占的な選任 本契約に基づくパートナーの権利は、非独占的です。

## 取引条件の付属書類

### A

以下の条項は、特定の管轄区域内でのみ適用します。

### ドイツ

1. 取引条件第 6 条に代わり、以下の条項をPark Place Technologies GmbH (PPT ドイツ) と締結した取引条件に適用します。

6. 制限付き保証及び責任の制限

- a. PPTは、本サービスが、監督下にある適格なスタッフにより提供されること、良好な業界標準に応じて、適用法令に従い提供されることを保証します。本項に定める保証は、PPTの唯一の保証であり、(商品性及び特定目的の適合性に関する黙示的な保証を含むが、それらに限定されない) その他の保証は、明示黙示を問わずありません。
- b. PPTは、法的根拠を問わず、以下の場合にのみ損害賠償責任を負います。(i) 故意又は重過失の場合、(ii) 生命、身体又は健康に対する帰責性のある損害の場合、(iii) ドイツ製造物責任法に基づく強行法規に基づく責任の場合、(iv) 保証又は調達のリスクの引受けの場合、(v) 帰責性のある重要な契約上の義務 (いわゆる「重要な義務」) 違反の場合。過失による重要な契約上の義務違反の場合、PPTの損害賠償責任は、契約上典型的な予測可能な損害に制限されます。間接的又は派生的な損害 (特に逸失利益) については、故意又は重過失の場合を除き、損害賠償責任を負いません。
- c. 法的根拠を問わず、PPTに対するすべての損害賠償請求は、本サービスの提供日から12か月後に消滅します。但し、故意、重過失

---

<sup>6</sup> Park Place Technologies Japan合同会社 (PPT日本) との契約のみに適用する条項については付属書類 A を参照してください。

<sup>7</sup> Park Place Technologies Italy SRL (PPTイタリア) との契約のみに適用する条項については付属書類 A を参照してください。

により発生する請求、生命、身体若しくは健康の損害に関する請求、又は製造物責任法に基づく請求には適用されません。

## イタリア

1. Park Place Technologies Italy SRL (PPTイタリア) との契約に適用する第5条に以下の条項を追加します。

パートナーは、イタリア政令第2231号(2001年)に基づき、違法又は犯罪となる可能性のある行為をしないことを確約します。

2. 取引条件第11条(c)項に代わり、以下の条項を Park Place Technologies Italy SRL (PPT イタリア) との取引条件に適用します。

(c) いずれの当事者も、相手方が本契約及び/又は適用される SOW の条項の違反を、その違反に関する書面の通知から 15 営業日以内に是正しない場合、SOW をいつでも書面の通知により解除することができます。両当事者は、パートナーが取引条件第4条、第5条、第10条、本第11条(c)項の前文、又は第12条に規定する義務を履行しなかった場合、PPT が被った損害に対する損害賠償請求の権利を妨げることなく、PPT の書面の通知により、イタリア民法第1456条に基づき、PPT が本契約 (SOW を含む) を解除できることに同意します。

3. 以下は、取引条件第15条として適用します。

**15. 特定条項の承認** イタリア民法第1341条及び第1342条に基づき、パートナーは以下の条項を良く読み、下記条項を特に承認したことを宣言します。

4 - 料金

6 - 制限付き保証及び責任の制限

10 - 秘密保持

11(c) - 違反による解除

11(d) - 黙示的な権利放棄の否定

11(e) - 準拠法及び紛争解決

12 - 勧誘禁止

13 - 翻訳

本サービスの説明は、<https://www.parkplacetechnologies.com/contracts/>に掲載

しています。

## 日本

1. 以下は、取引条件の第 14 条として適用します。

### 14. 反社会的勢力の排除

- A. 各当事者は、自ら及び自らの役員が次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを表明します。
- (i) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（「反社会的勢力」）。
  - (ii) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (iii) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (iv) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
  - (v) 反社会的勢力に対して資金等を提供又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (vi) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- B. 各当事者は、自ら又は第三者を利用して、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- (i) 暴力的な要求行為。
  - (ii) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - (iii) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
  - (iv) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
  - (v) その他前各号に準ずる行為。
- C. いずれの当事者も、相手方が本条第 A 項又は第 B 項の規定に違反したときは、本契約を解除することができ、解除当事者は、解除によって生じた損害の賠償を相手方に請求することができます。

D. いずれかの当事者が、本条第C項の規定により本契約を解除した場合、解除当事者は、相方に生じた損害等につき責任を負いません。

2. 取引条件第13条に代わり、以下の条項を Park Place Technologies Japan 合同会社 (PPT 日本) との取引条件に適用します。

13. 翻訳 本取引条件は、日本語で締結します。英語版は翻訳であり、日本語版と英語版との間に齟齬がある場合、日本語版が優先します。